

○常総衛生組合職員の交通事故等に係る懲戒処分等の
基準に関する訓令

〔平成13年7月3日
常総衛生組合訓令第2号〕

第1条 常総衛生組合職員の交通事故等に係る懲戒処分等の基準に関する訓令については、常総市職員の交通事故等に係る懲戒処分等の基準に関する訓令（昭和55年水海道市訓令甲第2号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。